

湯川村子育て短期支援事業

湯川村では、保護者がお子さん（満2歳～18歳）の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設でお子さんをお預かりする、ショートステイ事業を実施しています。

なお、利用期間中の学校等への送迎についても施設で対応可能です。

《利用できる方》

湯川村に住所を有し、次のような理由で一時的にお子さんの養育が困難な家庭

- （１）保護者の疾病や出産、看護など
- （２）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
- （３）冠婚葬祭、出張、学校等の公式行事への参加など

《利用期間》

1回の利用期間は7日以内となります。

《利用料金》

区 分	利用対象者	利用料
生活保護世帯 ひとり親家庭等で市町村民税非課税世帯	お子さん	0 円
市町村民税非課税世帯（上記の世帯を除く。） ひとり親家庭等の市町村民税課税世帯	お子さん	900 円
その他の世帯	お子さん	2,200 円

※1日当たり1人当たりの利用料です。

《利用までの流れ》

- 1 ご利用を希望される方は、湯川村役場住民課福祉係へお申し出ください。申請書をご記入いただきます。
- 2 申請内容、空き状況等の確認後、利用決定通知書を交付いたします。
- 3 ご利用の日に実施施設へ直接お子さんをお連れいただき、お預けください。

《実施施設》

湯川村と委託契約を締結した児童福祉施設（会津若松市内）

《利用上の注意》

- ・ 医療機関の受診の必要があるお子さんは利用できません。
- ・ 利用期間中の食費、おむつ代等の実費は利用者の負担となります。
- ・ 実施施設がやむを得ず支払った医療費、交通費及びその他の経費は利用者の負担となります。
- ・ 本事業のお申し込みなく直接施設へお伺いされても、施設でお預かりすることはありません。



《お問い合わせ先》

湯川村役場 住民課 福祉係 電話 0241-27-8810